

情報提供日：令和3年1月15日

## 茨城県独自の緊急事態宣言を受けての龍ヶ崎市の対応状況について 【イベントの中止・施設の利用制限などに関する情報提供】 令和3年1月15日(金)午後7現在

龍ヶ崎市では、本日(1月15日)発表された茨城県独自の緊急事態宣言や政府が他自治体に発出している緊急事態宣言などの状況を総合的に勘案し、イベントの中止や施設の利用制限などの実施を決定しましたので、お知らせします。

なお、この情報は令和3年1月15日午後7時時点のものであり、今後の感染症の拡大状況により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

**下線部はこれまでの情報提供からの追加・変更箇所となります。**

### 1. 本市の対応状況

- 龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(特別職・部長級会議)  
・令和3年1月15日(金)午後4時40分から開催

### 2. イベント関連情報

- 中止・延期・変更となった主なイベント(令和3年1月15日現在)
  - ・日曜朝市やさい村(1月17日)【中止】
  - ・保健センターの健診など【変更・継続中】  
※「令和2年度保健センター年間予定表」等に記載の集団健診の日程を変更し、受診方法も完全予約制となります。

なお、最新情報は下記リンクからご確認をお願いします。

- 感染拡大防止のため中止や延期となったイベント(龍ヶ崎市公式ホームページ)  
<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/cov-2020/stopeve/stopcov-2020.html>

### 3. 施設の利用制限等の対応(令和3年1月15日現在)

現在、休館や利用制限などを行っている公共施設は下記の通りとなります。

#### ○休館・利用停止している施設

施設名	期間	担当課	備考
小中学校 夜間開放	1月13日(水)から 当面の間	スポーツ都市推進課	1月8日付発表から 継続中

#### ○一部利用制限している施設

施設名	期間	担当課	備考
市が管理する 全てのコミュニティ センター	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	利用人数を制限、緊急事 態宣言対象地域居住者は 利用不可

旧長戸小学校 体育施設 (体育館・運動場)	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	緊急事態宣言対象地域居 住者は利用不可、 利用人数を制限、 午後5時以降は利用不可
市民活動センター	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	利用人数を制限、緊急事 態宣言対象地域居住者は 利用不可
市民交流プラザ	1月11日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	利用人数を制限、緊急事 態宣言対象地域居住者は 利用不可
まいん「健幸」 サポートセンター	1月9日(土)から 当面の間	健幸長寿課	施設利用人数制限あり
大昭ホール龍ヶ崎 (文化会館)	1月9日(土)から 当面の間	文化・生涯学習課	利用人数を制限、緊急事 態宣言対象地域居住者は 利用不可
中央図書館	1月9日(土)から 当面の間	文化・生涯学習課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可 滞在時間30分以内、学 習スペース、AV・PC コ ーナー、2階フロア(飲食 スペース)使用不可
歴史民俗資料館	1月9日(土)から 当面の間	文化・生涯学習課	滞在時間30分以内、緊急 事態宣言対象地域居住者 は利用不可
総合運動公園 ・たつのこアリーナ ・流通経済大学龍ヶ 崎フィールド(たつの こフィールド) ・TOKIWA スタジア ム龍ヶ崎(たつのこス タジアム)	1月9日(土)から 当面の間	スポーツ都市推進課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可、 午後8時で閉館
高砂体育館	1月9日(土)から 当面の間	スポーツ都市推進課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可、 午後8時で閉館
屋外体育施設 (テニスコートなど)	1月9日(土)から 当面の間	スポーツ都市推進課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可、 午後8時で閉館

湯ったり館	1月9日(土)から 当面の間	農業政策課	営業時間短縮、利用人数を制限、緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可 <b>1月18日から宿泊施設の新規予約受付を中止</b>
総合福祉センター	1月9日(土)から 当面の間	介護福祉課	利用人数を制限、緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可
元気サロン松葉館	1月9日(土)から 当面の間	健幸長寿課	利用人数を制限
さんさん館	緊急事態宣言前 から実施中	こども家庭課	利用人数を制限、 時間制限あり
森林公園	1月9日(土)から 当面の間	都市施設課	市外の方の施設 (かまど)利用不可
市民健康の森 (ドッグラン)	1月9日(土)から 当面の間	都市施設課	市外の方の利用不可
ふるさとふれあい公園 (アトリエ)	1月9日(土)から 当面の間	社会福祉課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可
ふるさとふれあい公園 (屋外体育施設)	1月9日(土)から 当面の間	社会福祉課	緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可

事務局	龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(担当:危機管理課) 担当者:鎌倉・清原(かまくら・きよはら) 連絡先:0297-64-1111(内線:348・351)
-----	---